

# 公印管理規程

社会福祉法人ともえ会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ともえ会における公印の管理、使用その他公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人ともえ会理事長印
- (2) 子鹿医療療育センターセンター長印
- (3) ともえ学園園長印
- (4) こじか荘施設長印
- (5) バンビ所長印
- (6) こじか荘居宅介護支援事業所所長印

(公印の印影等)

第3条 公印の名称、印影、形状、寸法、材質は、別表1のとおりとする。

(公印の管理)

第4条 公印の管理者は、別表1のとおりとする。

- 2 公印は、常に印箱に納め、使用しないときは施錠し、金庫等において厳重に保管しなければならない。
- 3 公印は、公印の管理者の承認を受けた場合のほか、管理する場所以外に持ち出してはならない。

(公印の取扱者)

第5条 公印の管理者は、公印に関する事務を処理させるため、所属職員のうちから、公印の取扱者を指定することができる。

- 2 公印の取扱者は、公印の管理者の指揮監督を受けて、公印に関する事務を処理するものとする。
- 3 公印の取扱者が不在のときは、公印の管理者があらかじめ指定した職員がその事務を行うものとする。

(公印の使用)

第6条 公印を使用するときは、押印すべき文書を決裁済み文書又は証拠書類と審査照合し、相違がないことを確認の上使用しなければならない。

(公印の新調及び廃止)

第7条 公印の管理者は公印を新調又は廃止しようとするときは、理事長の決裁を得なければならない。

(公印の事故届)

第8条 公印の管理者は、公印の盗難、紛失その他事故が生じたときは、直ちに理事長に届け出なければならない。

(実務規定)

第9条 この規程に定めのないもののほか、施行の細部について必要な事項は理事長が定める。

(変更)


第10条 この規程を変更する場合は、理事会が決定する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

### 公印の印影、形状、寸法、材質及び管理者

公印の名称	印影	形状	寸法	材質	公印の管理者
社会福祉法人ともえ会 理事長印		円形	直径17mm	木	社会福祉法人ともえ会 理事長
子鹿医療療育センター センター長印		正方形	一辺18mm	黒水牛	子鹿医療療育センター センター長
ともえ学園園長印		正方形	一辺18mm	黒水牛	ともえ学園園長
こじか荘施設長印		円形	直径16mm	木	こじか荘施設長
バンビ所長印		円形	直径17mm	木	バンビ所長
こじか荘居宅介護支援 事業所所長印		円形	直径18mm	木	こじか荘居宅介護支援 事業所所長